

千葉市創業支援補助金

第三者承継型

認定特定創業支援等事業*による研修等を受けた方が第三者承継による創業をした場合に
第三者承継(M&A)に係る経費を補助します

対象者 申請日時時点で以下の要件を全て満たす**個人事業主又は会社**

- 市内に主たる拠点を置く中小企業者から、第三者承継によって事業の承継を受け、引き続き市内に主たる拠点を置いて当該事業を行う者。
- 認定特定創業支援等事業による研修等を受け終えた日の翌日から起算して5年以内であること。
- 事業を開始又は会社が成立した日の翌日から起算して2年以内であること(個人・法人通算)
※会社の代表者については自身によって設立された会社に限る。
- 上記の他、市税の滞納がないこと等の要件を満たしていること。(裏面参照)

対象経費 補助金額 (消費税除く)

- マatchingプラットフォーム登録料、成約手数料
- デューデリジェンスの実施に係る報酬
- 第三者承継の仲介事業者に支払う仲介料、成功報酬
- 官公庁に提出する書類の作成を司法書士又は行政書士に依頼する場合における報酬
- 第三者承継に伴う登記事項の変更に係る登録免許税
- 株式又は事業譲渡契約に係る契約書作成を弁護士その他の専門家に依頼する場合における謝金

補助率

対象経費の1 / 2

補助上限

300,000円

※令和8年4月以降に支払が完了したものに限り、
他の機関又は制度で助成を受けた経費は対象外です。

受付期間

令和8年5月29日(金)～令和9年1月29日(金)

※ただし、申請額が予算に達し次第受付を終了します。
※認定特定創業支援等事業による研修等を受けた日の翌日から起算して5年以内
かつ事業開始又は会社成立の日の翌日から起算して2年以内に提出してください。

申請方法 必要書類

市ホームページにて詳細をご確認の上、必要書類を郵便にて
産業支援課経営支援班に提出してください。
(手順の流れについては裏面もご参照ください。)

URL <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021sougyou-siennhozyokin.html>



*認定特定創業支援等事業

国の認定を受けて千葉市の経営支援機関等が実施する、創業に必要な4つの知識(経営・財務・人材育成・販路開拓)が学べる以下の創業者研修・創業スクール・個別創業相談です。

- ・創業者研修(千葉市産業振興財団) ・女性向け創業者研修(千葉市)
- ・創業スクール(千葉商工会議所) ・創業スクール(千葉県信用保証協会)
- ・CHIBA-LABO会員限定創業相談(千葉市産業振興財団)

詳細・日程
はこちら▶▶▶

千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課 経営支援班

問合せ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

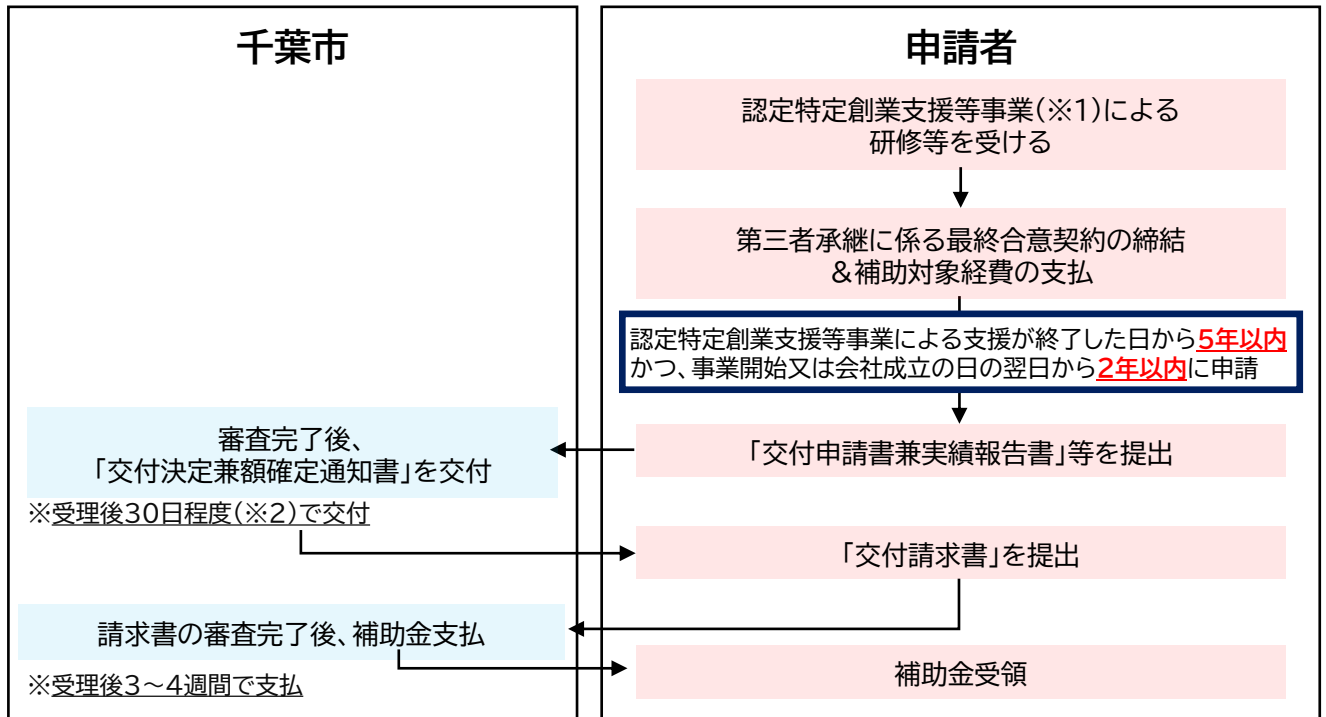
TEL 043-245-5292 MAIL sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

補助事業者の要件について

表面に記載の要件のほか、次の要件を全て満たす必要があります。

- 市町村民税及び特別区民税(延滞金を含む。)に滞納がないこと。
- 雇用保険法(昭和49年法律第116号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、健康保険法(大正11年法律第70号)その他関連法規等に基づく届出、申請、認定等の事務が適正に行われていること。
- 労働基準法(昭和22年法律第49号)に抵触しないこと。
- 個人が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。
- フランチャイズ契約を締結し、実施する事業でないこと。
- 補助金の交付を受けた後、市内で事業を継続する意思があること。
- 本補助金(第三者承継型の補助金に限る。)の交付を受けたことがないこと。
- 補助金交付決定の日以降、市が行う照会等に積極的に協力する意思があること。
- 大企業及びみなし大企業に該当しないこと。
- 次のいずれにも該当しないこと。
 - 千葉県暴力団排除条例(平成24年千葉県条例第36号)第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者
 - 代表者又は役員が暴力団員である者
 - 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
 - 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
 - 風説を流布し、偽計又は威力を用いて市の信用を棄損し、あるいは市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
 - 公序良俗に反する事業を行う者やアダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル等の公的な支援の対象として、不適切な事業を行う者
 - 宗教活動又は政治活動を目的とする者
 - 上記に準ずる行為を行う者

申請・交付までの流れ



※1 認定特定創業支援等事業の詳細・証明書の発行手続については次のページをご参照ください。
<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/sougyoshienkeikaku.html>

※2 書類の不備や申請の混雑状況により前後する場合があります。

※3 申請書・請求書等の様式は、次のページからダウンロードをお願いします。

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021sougyousienhozyokin.html>

※1 特定創業支援等
事業のご案内



※3 創業支援補助金
のご案内(様式等)



第三者承継に関するご相談は専門の支援機関へ

国が設置した事業承継の公的相談窓口

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター

☎043-305-5272 受付時間 平日9:00~17:00
千葉市中央区中央2-5-1千葉中央ツインビル2号館12階

中小企業・小規模事業者を支援する政府系金融機関

日本政策金融公庫 千葉支店 (国民生活事業)

☎0570-037502 受付時間 平日9:00~17:00
千葉市中央区新町1000センシティタワー12F